

- 皆様のご意見をお寄せください -

地方自治法改正に伴う

杉並区自治基本条例の改正について

平成 23 年 9 月



## ご意見をお寄せください（区民等の意見提出手続）

地方自治法改正に伴う自治基本条例の改正につきまして、「杉並区区民等の意見提出手続に関する条例」に基づく区民等の意見提出手続（パブリックコメント）により、皆様のご意見をうかがいます。

郵便、ファックス、Eメールまたは閲覧場所に設置しました意見提出用紙に書いて、ご意見をお寄せください。区公式ホームページの「電子掲示板」に、ご意見を書き込むこともできます。

なお、ご意見をお寄せいただく際には、お名前・ご住所（あわせて在勤の方は勤務先の名称と所在地、在学の方は学校名と所在地）、事業者の方は事業所の名称・所在地・代表者氏名をお書き添えください。（公表はいたしません）

お寄せいただいたご意見の概要とそれに対する区の考え方は、平成23年12月中旬に公表する予定です。

### 【 閲 覧 場 所 】

企画課（区役所東棟4階）、区政資料室（区役所西棟2階）、  
区民事務所・分室、駅前事務所、図書館でご覧いただけます。

意見募集期間 平成23年9月21日（水）～10月20日（木）

意見提出先 杉並区政策経営部企画課  
〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1  
FAX 03(3312)9912  
E-mail kikaku-k@city.suginami.lg.jp

区公式ホームページ <http://www.city.suginami.tokyo.jp>

問い合わせ先 杉並区政策経営部企画課  
TEL 03(3312)2111（代表）

# 地方自治法改正に伴う自治基本条例の改正について一

区では、これまで、杉並区における自治の理念や区政運営の基本原則などを定めた最高規範である「自治基本条例」(以下「条例」といいます。)に基づき、区民の皆さんの区政への参画・協働を進め、これからの時代にふさわしい「自治のまち」杉並の実現に向けて取り組んできました。

この度、地方自治法(以下「自治法」といいます。)の一部を改正する法律(平成23年法律第35号)が、平成23年5月2日に公布、8月1日から施行されたことに伴い、自治基本条例(以下「条例」といいます。)を以下のとおり改正することとします。

## 基本的な考え方

### 基本構想の策定に関する規定について

区の基本構想については、現在の条例(第14条第1項)で、「区は、地方自治法で定めるところにより、区議会の議決を経て、区政運営の指針となる基本構想を定める」と規定しています。

今回の改正に伴い、自治法の規定から、基本構想を定義し、区市町村にその策定を義務付ける条文(旧自治法第2条第4項)が削除されましたが、区では、区民と共有する目標であり、区政運営の指針となる基本構想については、今後も区議会の議決を経て策定する必要があると考えています。

このため、あらためて、条例(第14条第1項)において、基本構想の定義とともに、自治法第96条第2項の規定に基づき、議会の議決を経て基本構想を策定することについて規定します。

# 自治基本条例改正案の概要

## 第14条（基本構想等）

改正の考え方	現行条例
<p>自治法第2条第4項（*P5【参考1】を参照）が削除されたことに伴い、あらためて第14条第1項において、基本構想の定義とともに、自治法第96条第2項（*P5【参考2】を参照）の規定に基づき、議会の議決を経て基本構想を策定することについて規定する。</p>	<p>（基本構想等）</p> <p>第14条 区は、<u>地方自治法で定めるところにより、区議会の議決を経て、区政運営の指針となる基本構想を定めるとともに、その実現を図るため基本計画等を策定し、総合的かつ計画的な区政運営に努めるものとする。</u></p> <p>2 区は、前項に規定する基本計画等のうち主要なものについて、目標に対する進捗（ちよく）状況の管理を行うとともに、毎年度一回、当該進捗状況を区議会に報告し、かつ、公表しなければならない。</p>

\*このほか、自治法改正により、新たに直接請求の代表者の資格制限に係る規定（自治法第74条第6項）（\*P5【参考3】を参照）が設けられたことから、条例（第27条第4項）に引用している自治法の条項を修正するなど、必要な規定整備を行います。



【参考1】区市町村に基本構想の策定を義務付ける規定（自治法旧第2条第4項）

\* 今回の自治法改正により削除されました。

旧第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

【参考2】普通地方公共団体の議会の議決事件を条例で定めることに関する規定（自治法第96条第2項）

第96条第2項

前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

【参考3】直接請求の代表者の資格制限に係る規定（自治法第74条第6項）

\* 今回の自治法改正により新設されました。

第74条第6項

選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、第1項の代表者（以下この項において「代表者」という。）となり、又は代表者であることができない。

- (1) 公職選挙法第27条第1項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者（都道府県に係る請求にあっては、当該市町村の区域内に住所を有しなくなった旨の表示をされている者のうち当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有しているものを除く。）
- (2) 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第28条の規定により選挙人名簿から抹消された者
- (3) 第1項の請求に係る普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村及び第252条の19第1項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む。）の選挙管理委員会の委員又は職員である者

# ご意見をお寄せください

## ～ 地方自治法改正に伴う自治基本条例の改正について ～

次の1から3の該当する欄にご記入の上、ご意見をお書きください(お名前等の公表はいたしません)

### 1 杉並区内にお住まいの方

お名前： \_\_\_\_\_ ご住所 \_\_\_\_\_

### 2 杉並区内に通勤・通学されている方

お名前 \_\_\_\_\_ ご住所 \_\_\_\_\_

勤務先 \_\_\_\_\_

学校名 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_

### 3 事業者の方

事業者名 \_\_\_\_\_ 所在地 \_\_\_\_\_ 代表者名 \_\_\_\_\_

### 【ご意見をご記入ください】

【提出方法】ご記入後、この用紙を受け取られた窓口にご直接提出していただくか、下記提出先あて郵便またはファクスでお送りください。

期 限 平成23年10月20日(木)必着

提出先 杉並区 政策経営部 企画課

〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

電 話 03(3312)2111(代表)

FAX 03(3312)9912

ご意見に対する区の考え方は、広報すぎなみ、ホームページで平成23年12月中旬に公表する予定です。